

性別を超えて自分らしく活躍できる社会をめざそう

6/23~29は男女共同参画週間

図人権政策課男女平等センター係
(☎5721-8570、☎5721-8574)

3年度男女共同参画週間
キャッチフレーズ(内閣府)

女だから、男だから、
ではなく、
私だから、の時代へ。



▲3年度ポスター

「自分を好きになって、自分を信じ、創り上げた自由な発想が受け入れられる社会。みんなで築いていく、男女共同参画社会とは」をテーマに、これからの時代を創っていく15~20歳を対象に、内閣府が今年度のキャッチフレーズを募集しました。応募総数2,785点の中から選ばれたのが、この作品です。

区では、男女がその性別にかかわらず個性と能力を発揮して、あらゆる分野で共同参画するとともに、性の多様性を尊重する社会の実現を目指しています。

男女平等・共同参画パネル展

男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくり条例や男女平等・共同参画推進計画、区の取り組みを紹介します。

日時 6/29(火)までの8:30~17:00(29日は15:00まで)
会場 総合庁舎本館1階西口ロビー

ルールを守って歩きたばこやポイ捨てのないきれいなまちに!

図環境保全課環境計画係(☎5722-9606、☎5722-9401)

区は、平成15年7月にポイ捨てなどのないまちをみんなで作る条例(ポイ捨て防止条例)を制定し、吸い殻・空き缶等を路上に捨てることを区内全域で禁止しています。この条例を施行した7月をポイ捨て防止・喫煙マナー向上月間とし、啓発活動などに取り組んでいます。



めぐろたばこルール(区内での喫煙のきまり)をご存じですか

- たばこのポイ捨てや歩きたばこは区内全域で禁止
- 路上喫煙禁止区域(中目黒駅・学芸大学駅・都立大学駅・自由が丘駅周辺)では、指定公衆喫煙所以外の路上喫煙は禁止
- 指定公衆喫煙所では、灰皿周辺エリア内で喫煙。人が多いときは、少し待つ心のゆとりを

自由が丘駅指定公衆喫煙所は休止中です。屋内型喫煙所の整備まで、ご理解ご協力をお願いします

みんなのまちはみんなできれいに

ポイ捨て防止条例に基づき、区と区民・事業者が協力して、清掃活動など、まちの美化に取り組んでいます。

〈ご協力ください〉自宅に掲示するポイ捨て禁止シールやプレート(右画像)を配布するほか、美化活動支援としてトング・ガム取り棒・たすきなどの貸し出しを行っています。詳細はお問い合わせください。

ポイ捨て禁止

▲ポイ捨て禁止シール



▲ポイ捨て禁止プレート



図健康福祉計画課地域福祉推進係(☎5722-9836、☎5722-9347)

法務省主唱による社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

今年のテーマは「生きづらさを、生きていく」。社会を明るくする運動が目指す立ち直り支援の輪に、ぜひ参加してください。

行動目標

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

7月は社会を明るくする運動強調月間です

区は、区長を推進委員長とし、保護司会を中心に更生保護女性会、BBS会(兄や姉のような立場で更生を支援するボランティア)などの関係機関・団体による推進委員会を設けています。明るい社会の実現を目指す、この運動へのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険の給付制度

図国保年金課給付係(☎5722-9811、☎5722-9339)

国民健康保険は、国民健康保険被保険者証の提示により医療費の一部負担金(2~3割)で診療を受けられるほか、次の給付制度があります(申請は2年以内)。

療養費 旅先(海外を含む)での急病等の緊急やむをえない理由で被保険者証を提示せずに受診し、医療費の全額を支払ったり、医師の指示で治療用器具を作製したりした場合などの保険給付相当額を支給します

高額療養費 1カ月の医療費の一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に差額を支給します。対象者には、診療を受けた3~4カ月後に申請書を送付します

高額医療・高額介護合算療養費 国民健康保険と介護保険の年間(8月~翌年7月)の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた場合に差額を支給します

出産育児一時金 加入者が出産した場合、42万円を支給します(ほかの健康保険から支給される場合は対象外)。医療機関などでの手続きにより、出産育児一時金を出産費用の支払いに充てることのできる直接支払制度もあります

葬祭費 亡くなった加入者の葬儀を行ったかたに7万円を支給します(ほかの健康保険から支給される場合は対象外)

限度額適用認定証

限度額適用認定証を提示すると、1カ所の医療機関での入院や通院にかかる1カ月当たりの医療費の一部負担金の支払いが、自己負担限度額までになります(非課税世帯は入院時の食事代も減額)。

認定証の交付は事前申請が必要です。ただし保険料の滞納がある場合、原則として交付できません。